

議案第96号

大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月11日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市行政組織条例の一部を改正する条例
大田原市行政組織条例（平成17年条例第69号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（部の設置）</p> <p>第2条 前条に規定する行政組織として、次の部を置く。</p> <p>総合政策部 経営管理部 保健福祉部 市民生活部 <u>産業文化部</u> 建設部</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第3条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部（略） 経営管理部（略）</p>	<p>（部の設置）</p> <p>第2条 前条に規定する行政組織として、次の部を置く。</p> <p>総合政策部 経営管理部 保健福祉部 市民生活部 <u>産業振興部</u> 建設部</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第3条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部（略） 経営管理部（略）</p>

保健福祉部 (略) 産業文化部 (1)~(3) (略) (4) <u>文化に関すること。</u> 建設部 (略)	保健福祉部 (略) 産業振興部 (1)~(3) (略) (新設) 建設部 (略)
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。